

水痘（水ぼうそう）

予診票は記入もれないよう保護者が正確に記入してください。

①体温は接種前に医療機関で測定します。

②身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

病気について

《水痘》 水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。直接接触、飛沫感染あるいは空気感染によって広がります。

【症状】 発症すると、2～3週間の潜伏期のあとに熱が出て、体に虫さされのような赤い斑点がでてきます。1日くらいののち斑点が水ぶくれになり全身に広がり、強いかゆみもあります。熱が出ない場合もあれば、高熱が続く場合もあります。水ぶくれになったところは黒いかさぶたになり、7日くらいでおさまります。

一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度発症し、4000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。

水痘は主に小児の病気で、9歳以下での発症が90%以上を占めると言われています。小児における重症化は、熱性けいれん、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。

※空気感染(くうきかんせん) ウイルスや細菌が空気中に飛び出し、1m以上を超えて人に感染させることです。

※飛沫感染(ひまつかんせん) ウイルスや細菌がせきやくしゃみなどで、細かい唾液や気道分泌物につつまれて空気中へ飛び出し、約1mの範囲で人に感染させることです。

予防接種の効果について

1回の接種での発症予防率は80%とされています。残りの20%の人は水痘にかかる場合がありますが、かかっても軽く済むことが多く重症化予防になります。2回接種ではほぼ100%の発症が予防できます。

予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

軽い副反応	①過敏症	接種直後から翌日に発疹、じんましん、紅斑(赤い斑点)、そう痒(かゆみ)、発熱等があらわれることがあります。
	②全身症状	発熱、発疹が見られることがあります。一過性で通常、数日中に消失するとされています。
	③局所症状	発赤、腫脹(はれ)、硬結(しこり)等があらわれることがあります。
重い副反応	①まれにアナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難、口唇浮腫、喉頭浮腫など)があらわれることがあります。	
	②まれに(100万人接種あたり1人程度)急性血小板減少性紫斑病があらわれることがあります。	

対象・接種スケジュール

定期接種の対象者	生後12か月から生後36か月に至るまで (1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで)	
接種方法回数	初回接種	標準的には生後12か月から生後15か月までの間に1回
	追加接種	初回接種終了後、3か月以上(標準的には6か月から12か月に至るまで)の間隔を おいて1回

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（37.5℃をこえる場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③BCG・麻しん風しん等の注射生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない方
- ④1か月以内に麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ及びその他ウイルス性疾患（突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等）に感染又は、感染者と接触があった方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ⑤このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）を起こしたことがある方
- ⑥3か月以内に輸血またはガンマグロブリン製剤の投与を受けた方及び、6か月以内にガンマグロブリンの大量投与を受けた方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ⑦その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
 - ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
 - ⑤接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- * 予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、お住まいの市担当課へ連絡をしてください。

予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合にのみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることになります。

給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市担当課へご相談ください。

(問合せ先)

長浜市健康推進課 : 65-7751